

平成30年7月豪雨災害における支援強化について

中国部会提出
説明担当 安芸高田市

平成30（2018）年7月5日から始まった記録的な豪雨は、西日本各地において多大な被害をもたらした。土砂崩れや河川の氾濫、家屋の流出、浸水及び広域的な断水等の被害は、市民生活をはじめとする地域産業にも甚大な損害を及ぼした。

現在は、国や県など関係機関の協力を得ながら、市民の生活再建と地域社会の一日も早い復旧・復興に向けた取り組みが本格化しているところである。甚大な被害から復旧・復興するためにはまだまだ多くの時間と前例のない巨額な地方負担が必要で、財政基盤を弱体化させる危険性もあり、十分な復興が図れないことも予想される。

よって、国におかれては、自治体が不安なく復旧・復興事業に取り組めるよう、下記の項目についてさらなる支援に取り組まれるよう、強く要望する。

記

1 被災者生活支援について

被災者の生活再建を迅速に進めるため、現行の被災者生活再建支援制度の対象外となっている住宅の一部損壊等に対しても幅広い支援措置を講じること。

2 中長期的な人的・技術的支援について

今後、被災自治体では市の通常業務に加え、災害救助法に関する業務や被災者生活支援に関する業務、更には災害復興計画の策定や実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

3 財政支援について

財政面において、不安なく復旧・復興に取り組める環境を整え、被災自治体の状況に応じた支援と復興後の自治体運営に影響を及ぼさないよう、実効性のある補正予算の追加や特別交付税の増額配分などの財政措置を講じること。

4 砂防(土石流・急傾斜地対策)事業及び河川(浸水対策)事業の促進について

土石流対策については、砂防ダムの整備に国が直接取り組むとともに整備に当たっては、更なる頻発化・深刻化が懸念される土砂災害に耐え得るよう、技術基準の改定等により、国土強靱化に向けた取組を強化すること。

また、県・市施行の急傾斜地崩壊対策事業や河道の掘削や拡幅、また調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業の計画的かつ着実な実施に対する支援措置を講じること。

5 山地災害防止機能の早期回復と強化について

治山事業の災害防止施設は、その施設の性格上、堆積土の除去など維持管理が行われていないものや経年劣化しているものも存在しているため、治山ダム等の詳細な調査を早急を実施するとともに、関係機関で情報共有と連携を図り、既存の制度に捉われることなく、緊急特例措置として、山地災害防止機能の早期回復と強化に向けて迅速な対策を講じること。